ロ　当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率（当該保険薬局において購入された使用薬剤の薬価（薬価基準）に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したものをいう。以下同じ。）に占める卸売販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十四条第三項に規定する卸売販売業者をいう。）と当該保険薬局との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。）が五割を超えること。

(2)　調剤基本料2の施設基準

イ　以下のいずれかに該当する保険薬局（(3)のイに該当するものを除く。）であること。

①　処方せんの受付回数が一月に四千回を超えること。（特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が七割を超える場合に限る。）

②　処方せんの受付回数が一月に二千回を超えること。（①に該当する場合を除き、特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が九割を超える場合に限る。）

③　特定の保険医療機関に係る処方せんの受付回数が一月に四千回を超えること。（①又は②に該当する場合を除く。）

ロ　当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率が五割を超えること。

(3)　調剤基本料3の施設基準

イ　同一グループの保険薬局（財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の保険薬局をいう。）における処方せんの受付回数の合計が一月に四万回を超えるグループに属する保険薬局のうち、以下のいずれかに該当する保険薬局であること。

①　特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が九割五分を超えること。

②　特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があること。

ロ　当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率が五割を超えること。

(4)　調剤基本料4の施設基準

(1)のイに該当する保険薬局のうち、当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率が五割以下の保険薬局であること。

(5)　調剤基本料5の施設基準

(2)のイに該当する保険薬局のうち、当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率が五割以下の保険薬局であること。

二　調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準

(1)　次の全てを満たす保険薬局であること。

イ　当該保険薬局に勤務している保険薬剤師の五割以上が、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準に適合している薬剤師であること。

ロ　かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料の算定について、相当の実績を有していること。

(2)　調剤基本料1を算定する保険薬局は、当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率が五割を超えていること。

三　調剤基本料の注3に規定する保険薬局

かかりつけ薬局の基本的な機能に係る業務を一年間実施していない保険薬局であること。

四　基準調剤加算の施設基準

(1)　患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っていること。

(2)　患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供していること。

(3)　一定時間以上開局していること。

(4)　十分な数の医薬品を備蓄していること。

(5)　適切な薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制及び機能が整備されており、患者に対し在宅に係る当該薬局の体制の情報を提供していること。

(6)　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。

(7)　当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む連携する近隣の保険薬局において、二十四時間調剤並びに在宅患者に対する薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(8)　在宅患者に対する薬学的管理及び指導について、実績を有していること。

(9)　当該地域において、在宅療養の支援に係る診療所又は病院及び訪問看護ステーションとの連携体制が整備されていること。

(10)　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者との連携体制が整備されていること。

(11)　かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料に係る届出を行っていること。

(12)　特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が九割を超える場合にあっては、当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が三割以上であること。

五　後発医薬品調剤体制加算の施設基準

(1)　通則

当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

(2)　後発医薬品調剤体制加算1の施設基準

当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が六割五分以上であること。

(3)　後発医薬品調剤体制加算2の施設基準

当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が七割五分以上であること。

六　調剤料に係る無菌製剤処理の施設基準

(1)　薬局であること。

(2)　無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有していること。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の九第一項のただし書の場合は、この限りでない。

(3)　無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

七　調剤料の注6ただし書に規定する薬剤

使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に収載されている薬剤と同一規格を有する薬剤

八　調剤料の注8に規定する施設基準

(1)　在宅患者訪問薬剤管理指導料の注1に規定するあらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局であること。

(2)　在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3)　麻薬及び向精神薬取締法第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。

九　調剤料の注8に規定する患者

(1)　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者

(2)　在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者

(3)　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限る。）を算定している患者

(4)　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限る。）を算定している患者